

## 事業者に対する行政処分について

## 特定商取引法に違反した訪問販売事業者に対する業務 停止命令について

福岡県は、本日（平成26年12月22日）付けで、「セイコーメガネ」という屋号を用いて眼鏡枠・眼鏡レンズ及び眼鏡部品の訪問販売を行っていた「有限会社ジェイウイング（事務所：福岡市東区）」に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）の違反行為を認定し、法第8条第1項の規定に基づき、平成26年12月23日から平成27年3月22日までの3か月間、訪問販売に係る売買契約の勧誘、申込みの受付及び締結を停止するよう命じました。

認定した違反行為は、販売目的不明示、再勧誘及び公衆の出入りしない場所での勧誘です。

### 1 事業者の概要

- (1) 名称：有限会社ジェイウイング（屋号：セイコーメガネ）
- (2) 代表者：代表取締役 福島 浩光（ふくしま ひろみつ）
- (3) 所在地：福岡市東区和白東1丁目17番36号
- (4) 資本金：300万円
- (5) 設立：平成9年5月6日
- (6) 取引形態：訪問販売
- (7) 商品等：眼鏡枠・眼鏡レンズ及び眼鏡部品
- (8) 売上高：46,497,250円（決算報告書のとおり）  
（平成25年5月1日から平成26年4月30日までの間）
- (9) 従業員：8名（代表取締役を除く）平成26年11月5日付

### 2 取引の概要

当該事業者は、「眼鏡の検査にきました。」「眼鏡を綺麗に拭きましょう。」等と消費者に告げ、消費者宅を訪問し、「せっかく来たのだから、車の中で視力検査をしましょう。」等と言って、消費者の住居敷地内や住居付近の路上に停車させた視力検査車へ消費者を誘引し、同車内で視力検査を行った後、「視力に合った眼鏡に買い替えてはどうでしょうか。」等と眼鏡枠・眼鏡レンズ及び眼鏡部品（以下「眼鏡等」という。）の販売勧誘を行っていた。

また、「新しい眼鏡やレンズはいりません。」等と消費者が眼鏡等の購入を断ったにもかかわらず、「レンズを換えたほうがいいですよ。」等と執拗に購入の勧誘を行っていた。

### 3 処分の内容

#### (1) 範囲

法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に係る売買契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に係る売買契約の締結をすること。

#### (2) 期間

平成26年12月23日から平成27年3月22日までの3か月間

### 4 処分の原因となる事実

#### (1) 法第3条違反（販売目的の不明示）

事業者は、消費者宅を訪問するに際して「眼鏡の検査にきました。」「眼鏡を綺麗に拭きましょう。」等と告げるだけで、眼鏡等の売買契約の締結が目的であることを告げていなかった。

#### (2) 法第3条の2第2項違反（再勧誘）

事業者は、勧誘を受けた消費者が「新しい眼鏡やレンズはいりません。」等と眼鏡等の購入を断ったにもかかわらず、「レンズを換えたほうがいいですよ。」等と眼鏡等の売買契約の締結について勧誘していた。

#### (3) 法第6条第4項違反（公衆の出入りしない場所での勧誘）

事業者は、消費者宅を訪問するに際して「眼鏡の検査にきました。」「眼鏡を綺麗に拭きましょう。」等と告げるだけで、眼鏡等の売買契約の締結が目的であることを告げずに、消費者の住居敷地内や住居付近の路上に停車させた視力検査車（公衆の出入りしない場所）へ誘引した消費者に対し、車内で視力測定を行った後、「視力に合った眼鏡に買い替えてはどうでしょうか。」等と眼鏡等の売買契約の締結について勧誘していた。

### 5 今後の対応

法に基づく業務停止命令に違反した場合は告発する。

#### \* 業務停止命令違反の場合の罰則（法第70条の2及び第74条）

違反行為者：2年以下の懲役又は300万円以下の罰金

法人：3億円以下の罰金

## 6 県内の相談件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
福岡県	7	4	12	6	29

- \* 県内の相談窓口に寄せられた相談件数（情報提供を含む。）です。
- \* 平成26年度は11月末時点の件数です。

平成27年10月9日

## 特定商取引法に違反した訪問販売事業者に対する 業務停止命令について

福岡県は、本日（平成27年10月9日）付けで、味噌等の訪問販売事業者である「株式会社藤吉（事務所：福岡市早良区）」に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）の違反行為を認定し、法第8条第1項の規定に基づき、平成27年10月10日から平成28年1月9日までの3か月間、訪問販売に係る売買契約の勧誘、申込みの受付及び締結を停止するよう命じました。

認定した違反行為は、販売目的等不明示、契約書面不備、不実告知及び重要事項不告知です。

### 1 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社藤吉（ふじよし）
- (2) 代表者：有吉 正和（ありよし まさかず）
- (3) 所在地：福岡市早良区南庄一丁目6番17号
- (4) 資本金：100万円
- (5) 設立：平成23年11月22日
- (6) 取引形態：訪問販売
- (7) 商品等：味噌、味噌漬け等加工食品及び醤油
- (8) 売上高：83,586,885円  
(平成25年11月から平成26年10月までの間)
- (9) 従業員：9名（代表取締役を除く）平成27年7月14日付

### 2 取引の概要

事業者は、「美味しい味噌を持ってきました。味見しませんか。」等と告げて個人の住宅を訪問し、添加物を含む味噌であるにもかかわらず、「無添加です。」と商品の品質について事実と異なることを告げたり、実際にはより少量かつ安価な味噌を販売しているにもかかわらず、「4キロが一番小さい量となります。」「うちは4キロの樽売りしかしていない」などと、商品の品ぞろえについて事実と異なることを告げたり、一番小さなサイズの味噌を求めた消費者に、一番小さなサイズの味噌の存在を故意に告げずにより大きな味噌の購入を勧誘するなどしていた。

また、事業者が上記契約締結時に消費者に交付した契約書面には、「法人の代表者の氏名」の記載がなかった。

### 3 処分の内容

#### (1) 範囲

法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 訪問販売に係る売買契約の申込みを受けること。
- ウ 訪問販売に係る売買契約の締結をすること。

#### (2) 期間

平成27年10月10日から平成28年1月9日までの3か月間

### 4 処分の原因となる事実

#### (1) 法第3条違反（販売目的等の不明示）

事業者は、訪問に際し「美味しい味噌を持ってきています。味見しませんか。」などと告げるだけで、勧誘に先立って、消費者に対し販売業者の名称又は本件商品の売買契約の締結について勧誘する目的である旨を告げずに勧誘を行っていた。

#### (2) 法第5条第2項違反（契約書面の不備）

事業者は、消費者と締結した売買契約に係る契約書面に法人であるにもかかわらず「代表者の氏名」の記載を行っておらず、契約書面の記載内容に不備が認められた。

#### (3) 法第6条第1項第1号違反（商品の品質に関する不実告知）

事業者は、契約の勧誘等に際して、当該商品が添加物のアルコールを含有しているにもかかわらず「無添加で麴が生きている」等と告げ、商品の品質について客観的事実と異なることを告げていた。

#### (4) 法第6条第1項第7号違反（購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに関する不実告知）

事業者は、契約の勧誘に際して、消費者が、事業者が勧める大きさの味噌樽よりも小さいサイズの商品を希望した際、実際には提示された商品より少量かつ安価な商品を販売しているにもかかわらず、4キロ樽を示し「うちは4キロの樽売りしかしていない」などと、同社が販売している商品について不実のことを告げていた。

#### (5) 法第6条第2項違反（重要事項不告知）

事業者は、契約の勧誘に際して、一番小さなサイズの商品を求めた消費者に対し、実際には1.8キロの商品があるにもかかわらず、これを告げずに4キロや2.7キロの商品を販売するなど、商品の量という、消費者の売買契約の意思決定に影響を及ぼす重要事項を故意に告げずに契約を締結していた。

## 5 今後の対応

法に基づく業務停止命令に違反した場合は告発する。

- \* 業務停止命令違反の場合の罰則（法第70条の2及び第74条）  
違反行為者：2年以下の懲役又は300万円以下の罰金  
法人：3億円以下の罰金

## 6 県内の相談件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計
福岡県	11件	12件	12件	1件	36件

- \* 県内の相談窓口寄せられた相談件数で、違反件数ではありません。
- \* 平成27年度は9月末の件数です。